

業庫第46号(例)

2018年4月11日

委託国庫送金事務取扱金融機関
国庫金当座振込事務取扱金融機関 御中

日本銀行業務局

「全銀システムにより受信した振込明細データ等による
振込事務取扱要領」の一部改正に関する件

2018年4月1日付で株式会社三菱東京UFJ銀行が商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更したことに伴い、標記規程(平成23年10月28日付業庫第89号別紙1)の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本件改正による事務の変更はありませんので、念のため申し添えます。

以 上

「全銀システムにより受信した振込明細データ等
による振込事務取扱要領」 中一部改正

○ 3. (2) ロ、を横線のとおり改める。

ロ、年金給付金（定例支給分）にかかる振込明細データの送信日

日本銀行本店は、年金給付金（定例支給分）にかかる振込明細データについては、原則として、次に掲げる先を依頼先金融機関とするものは振込指定日の7営業日前の日に、これ以外の先を依頼先金融機関とするものは振込指定日の6営業日前の日に、全銀システムの新ファイル転送により送信する^(注)。なお、年金給付金（定例支給分）にかかる振込明細データについては、振込指定日の属する月が偶数月のときは厚生年金等分および労災年金分を送信し、振込指定日の属する月が奇数月のときは厚生年金等分のみ送信する。

(注) 略（不変）

(イ) 略（不変）

(ロ) ~~株式会社三菱東京UFJ銀行~~ 三菱UFJ銀行

(ハ) }
 ∫ } 略（不変）
(ヌ) }